

障害者差別解消法に関する対応状況調査
(大学・短期大学・高等専門学校用)

学校名		機関コード	設置区分
担当部署名		担当者名	
連絡先電話番号		連絡先E-Mail	

1. 体制の整備 ※複数回答可

以下の整備状況について、該当する欄に半角数字の1を記入し、具体的な内容を記入してください。

(1) 対応要領・留意事項、または基本方針、規程等

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領と留意事項、もしくはそれに類する基本方針、障害学生支援に関する規程等について回答してください。

①対応要領またはそれに類する基本方針等がある

②①をホームページで公開している

URL:

③対応要領またはそれに類する基本方針等における留意事項がある

④③をホームページで公開している

URL:

⑤障害学生支援に関する規程等がある

⑥⑤をホームページで公開している

URL:

⑦障害者差別解消法に関する紛争の防止、解決等に関する文書がある

※①、⑤または、一般的な紛争防止、解決等に関する文書に同内容を含んでいる場合を含めます。

⑧⑦をホームページで公開している

URL:

⑨支援の申し出の対応手順に関する文書がある

※①または⑤に同内容を含んでいる場合を含めます。

⑩⑨をホームページで公開している

URL:

※ホームページでの公開は、学内ネットのみの（学外者が見られない）場合は該当しません。

(2) 合理的配慮の提供について検討・協議する組織

障害を理由とする支援の申し出について、検討・協議する組織について回答してください。

①専門委員会等がある

②他の委員会等が対応している

③委員会等はない

(3) 紛争解決のための第三者組織

上記の(2)以外で、障害を理由とする社会的障壁についての、学生からの不服・不満・苦情等の申し立てを受け付け、第三者的立場にたって対応する組織について回答してください。

- ①専門委員会等がある
- ②他の委員会等が対応している
- ③委員会等はない
- ④第三者組織について学生に周知している
- ⑤学生が不服、不満、苦情等の申し立てをするための文書（様式）がある
- ⑥学外の第三者機関（国・自治体の相談機関等）について学生に周知している

(4) 障害者差別解消法に関する理解・啓発の取組

教職員に対する理解・啓発の取組について、回答してください。

- ①対応要領や留意事項、基本方針、規程等について、教職員に周知している
- ②障害者差別解消法に関する教職員研修（FD・SD等）を実施している
- ③障害者差別解消法に関するパンフレット等を教職員に配付している
- ④障害学生支援に関するパンフレット、マニュアル等を教職員に配付している

2. 合理的配慮提供にあたっての対応手順 ※複数回答可

以下について、該当する欄に半角数字の1を記入し、具体的な内容を記入してください。

(1) 支援の申し出

- ①入学時に学生が「障害の種類・程度や希望する配慮事項」について申告する文書（様式）がある
- ②支援の申し出に関する受付窓口がある
- ③支援の申し出に関する受付窓口について学生に周知している
- ④支援の申し出についての申請書（様式）がある

(2) 建設的対話

- ①ニーズ聞き取りのための学生との面談を実施している
- ②配慮内容の決定にあたっては学生の意思を尊重、確認している
- ③申し出とおりの対応ができない場合、可能な代替支援について提案している

(3) 配慮内容の決定

- ①配慮の提供について学内の関係部署による検討・協議を行なう場合がある
- ②配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付している
- ③配慮内容によっては学外機関との連携や相談を行なっている

(4) 配慮内容決定後のフォローアップ

- ①配慮内容決定後の学生に対するフォローアップシステムがある
具体的な内容

- ②配慮内容決定後、必要に応じてフォローアップを行なっている
- ③フォローアップは特に行なっていない
- ④配慮を提供しなかった学生に対してもフォローアップを行なっている

(5) 配慮を提供しなかった理由

- ①高等教育機関としての本来の業務に付随するものではなかつたため
 - ②障害者でない学生との比較において同等の機会の提供とはならないため
 - ③教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため
- 以下の点において、過重な負担となるため
- ④事務・事業への影響の程度
 - ⑤実現可能性の程度
 - ⑥費用・負担の程度
 - ⑦事務・事業規模
 - ⑧財政・財務状況

3. 各部署・施設等での対応 ※複数回答可

以下の各部署・施設等で整備されている対応について、該当する欄に半角数字の1を記入してください。

(1) 入試担当部署

- ①窓口に、筆談器、コミュニケーションボード等のコミュニケーションツールを用意している
- ②注意、連絡事項や指示を口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達している
- ③手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく説明している
- ④同行の介助者や教職員による必要書類の代筆を認めている
- ⑤合格決定前に受験時配慮について学内の障害学生支援担当者等との情報共有をしている

(2) 教務・学生生活担当部署

- ①窓口に、筆談器、コミュニケーションボード等のコミュニケーションツールを用意している
- ②注意、連絡事項や指示を口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達している
- ③手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく説明している
- ④同行の介助者や教職員による必要書類の代筆を認めている

(3) 保健管理担当部署

- ①窓口に、筆談器、コミュニケーションボード等のコミュニケーションツールを用意している
- ②注意、連絡事項や指示を口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達している
- ③手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく説明している
- ④健康診断等において、障害を理由とする配慮を実施している
- ⑤医薬品・医療機器等の保管、医療行為のためのスペース確保等を実施している

(4) 学生相談担当部署

- ①窓口に、筆談器、コミュニケーションボード等のコミュニケーションツールを用意している
- ②注意、連絡事項や指示を口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達している
- ③手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく説明している

(5) 就職支援担当部署

- ①窓口に、筆談器、コミュニケーションボード等のコミュニケーションツールを用意している
- ②注意、連絡事項や指示を口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達している
- ③手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく説明している
- ④高い所に置かれた資料を取って渡したり、位置を分かりやすく伝えたりしている

(6) 図書館、コンピュータ室、実習室、食堂等

- ①窓口に、筆談器、コミュニケーションボード等のコミュニケーションツールを用意している
- ②注意、連絡事項や指示を口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達している
- ③手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく説明している
- ④高い所に置かれた図書・資料を取って渡したり、位置を分かりやすく伝えたりしている
- ⑤車椅子利用者等が他の学生と同様に利用できるよう、施設・設備を改善している

4. 紛争または紛争につながる事案の発生について

令和2年度において、以下の①～⑤の項目に該当する事案が発生していた場合に、その事案の件数を回答してください。件数は、学生1人の事案につき1件でカウントしてください（①～⑤については、ある学生の事案が、①～⑤の複数の項目すべてに該当する場合は、そのすべてで1件のカウントを入れてください。たとえば、ある学生の事案が、①②③の項目にすべて該当する場合は、①②③それぞれについて1件のカウントを入れてください。）

以下の①～⑤に該当する事案が発生した 件

①障害学生またはその関係者が、合理的配慮の不提供又は不当な差別的取扱いとの関連で、学内の関係部署（学内の第三者組織を含む）に不服申立てを行った 件

②上記①の不服申立てを受けた後、当該学生との合意形成が難しく、対応について学内の法務部門に相談した 件

③障害学生またはその関係者が、合理的配慮の不提供又は不当な差別的取扱いとの関連で、学外機関等（自治体、NPO等の相談機関を含む）に相談し、当該機関から連絡があった 件

④合理的配慮の不提供又は不当な差別的取扱いとの関連で、調停が行われた。 件

⑤合理的配慮の不提供又は不当な差別的取扱いとの関連で、訴訟を提起された。 件

5. 課題、意見等

障害学生に関する障害を理由とする差別の解消の推進についての貴学の課題、意見等がありましたら、ご記入ください。